

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

| | |
|---------|--|
| 氏名 | 岸 一弘 |
| 学位 | 博士(教育学) |
| 学位記番号 | 新大院博(教)第20号 |
| 学位授与の日付 | 平成28年9月20日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 博士論文名 | 生涯スポーツに繋げるバドミントンの指導理論と 小学校体育科でのバドミントンに関わる教材開発 |
| 論文審査委員 | 主査教授 牛山幸彦 副査准教授 大庭昌昭 副査准教授 雲尾 周 |

博士論文の要旨

本研究は、生涯スポーツに繋げるバドミントンの指導理論をまとめ、併せて小学校体育科でのネット型のバドミントンに関わる教材開発を行なうことを目的とした。

序章の第1節では、わが国の学校体育において、「生涯体育・スポーツ」の考え方が導入されたのが1977年と1978年に改訂された学習指導要領からであることを確認した。第2節では、生涯(学習としての)スポーツとは何かについて論じた。それは、「生涯にわたって継続される活動の1つとしてスポーツを学習することであり、学習者本人の持続的な学習意欲あるいは学習要求に支えられるもの」と捉えた。また、生涯学習社会におけるスポーツ享受の分類としては、第1に「行うスポーツ」、第2に「みるスポーツ」、第3に「支えるスポーツ」、第4に「つくるスポーツ」があげられた。第3節では、バドミントンを理解するために必要な基礎的事項についてまとめた。第4節では、冒頭に記したように生涯スポーツに繋げるバドミントンの指導論をまとめ、教材開発を行っていくという本研究の目的について述べた。

第1章では、生涯スポーツ論の観点からバドミントンを捉えた4つの関わり方(楽しみ方)について検討した。その結果、バドミントンの楽しみ方には(1)自らが行うこと、あるいはアスリートの指導者として自己実現すること、(2)試合を直接的・間接的に観戦することでルールについて考えたり、新たに発見したりすること、あるいは素晴らしいプレイに感動すること、(3)大会の支援スタッフや審判員などで関わること、あるいは選手を直接的・間接的にサポートすること、(4)大会やイベントなどを企画すること、などについて明示した。

第2章の第1節では、一流選手の運動強度に関する研究報告をまとめた。第2節では、レディースチームが、通常行っていた練習等を心拍水準及び酸素摂取水準からみた運動強度について以前報告したものをまとめた。第3節では大学において女子学生を対象とした一般体育の授業評価の一環として継続的に取り組んだ研究について報告した。

第3章の第1節では、ラケット系スポーツ(テニス・卓球・バドミントン)を取り上げ、関連する国内外の指導書や研究論文等を基礎的資料として、そこで取り扱われている技術に関わる記述や用語を抽出・分類した。比較の結果、近代テニスに関する技術用語は、1920年代から今日までほとんど変わっていないことが分かった。近代卓球に関しては、1920年頃には、サービスやレシーブ及びロングとショートをはじめとする卓球の基礎的技術が行われていたものと推察された。また、サービスやストローク並びにショットに関わる技術用語については、バドミントンが最も多いことが明らかになった。第2節では、近代バドミンの競技規則の改正について検討した。その結果、BAEによって発行された『Laws of Badminton』(1939)はIBFが設立されたと同時に制定されたルール『Laws of Badminton』(1934)をさらに検討したもので、現在の競技規則の基礎になっていると考えられる。また2006年には、「サイドアウトスコアリングシステム」から「ラリーポイントスコアリングシステム」となり、全ての種目が21点3ゲームマッチに変更された。これらの改訂の背景には、身体への負荷の軽減が望めることはもちろんだが、いちばんの理由にはテレビ放送を意識したものがあつたと指摘した。第3節では、「基礎技術」に視点をあてて検討した。なかでも、近代バドミントンが成立してから受け継がれてきた‘攻撃的でない’アンダーハンドサービスは、伝承していかなければならない技術だと指摘した。また、1980年代までの日本男子は、外国勢のバックハンドストロークやスマッシュ、ドロップ、クロス・ドライブなどのショット技術に引けを取るところが多々あり、国際大会での戦績は振るわなかった。しかしながら、日本女子においては、1960年代後半からバックハンドストロークの技術を習得したことで、世界との技術差はほとんどなくなったと考えられた。第4節では近代バドミンの戦術について検討した。その中で、ダブルスの戦術としての4つのフォーメーション(sides, front and back, diagonal, rotation)は、1950年代の文献で紹介されていた。それらは現在でも受け継がれているが、新たなフォーメーションを模索する時期が来ていると考えられる。

第4章の第1節と第2節では、過去に脱稿したバドミンの指導体系論を再構成して論述した。その当時に比べ、研究領域は体育科教育学とコーチング学にも広がっているが、初心者指導に対する考え方はほとんど変わっていない。近年は初心者の捉え方に幅が出て、これまで適用してきた中学生以降のプログラムでは小学生に相応しくない練習課題(ドリルを含む)があるようになるようになった。それは、身体の発育・発達を考慮に入れた個々人の運動発達(技能レベル)に十分配慮したきめ細やかなものといえる。

第5章では、まず、わが国の学習指導要領(学校体育指導要綱を含む)の「ボール運動(ボール遊びを含む)」と「球技」領域の内容の変遷(主に、バドミンの扱いについて)をまとめた。その結果、小学校学習指導要領体育科では、「バドミントン」及び「バドミントンに関わる種目や運動遊び」は一度も示されていない。また、解説体育編にも例示されたことはなかった。現行の学習指導要領では中学校と高等学校の「E 球技」で、選択履修が可能なネット型(スポーツ運動種目)として示されている。小学校との学習の系統性について中学校学習指導要領解説保健体育編をみると、「ボールや用具の操作」と「ボールを持たない時の動き」が例示されている。その内容は、ネット型に共通する用具の操作及び動きと述べられているものの、一部を除けばバレーボール(ソフトバレーボール)に関するものである。そのため、次章において関連する教材開発について詳述した。

第6章では、本研究のメインテーマとした小学校体育科におけるネット型のバドミントンに関わる教材開発についてまとめた。まずは、小学生を対象としたバドミントン教室を実施したが、学習プログラムに

改善の余地が見つかった。そのため、新たな学習プログラムを考案して検証のための「バドミントン遊び」教室を実施した。最後に、それらの結果を考慮して決定版の学習プログラム(ドリルを含む)を提示した。

審査結果の要旨

日本では2011年にスポーツ基本法が制定され、前文には「スポーツは世界共通の人類の文化である」と述べており、「スポーツを通して幸福で豊かな生活を営む事は、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とある。一方、平成元年に公示された小学校、中学校及び高等学校の指導要領では、「体育」、「保健体育」について各学校種を通じて生涯スポーツと体力の向上を重視する観点から内容の改善を図り、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ態度や能力を身につけるとともに自発的、自主的に運動が出来る事を目指したものになった。そして日本の医療費は2000年には30兆円を越えて今なお増加し続けており、健康寿命を伸ばすことが課題とされ、その解決策の中心として運動習慣を身につける事が推奨されることとなっている。これらのことから我が国では生涯スポーツ、生涯学習に繋がる教育が必要とされてきている。

本論文はその競技特性から生涯スポーツに適しているバドミントンに焦点をあて、生涯スポーツに接続していくための教材開発をめざし、多くの観点から教材としての適性を論じたものである。

第1章では生涯スポーツ論から見たバドミントンの楽しみ方として、「行う」、「みる」、「支える」、「つくる」という観点で整理・分類し、詳細にわたり調べ上げているものであり、これまでこのような観点からバドミントンを捉えたものは見当たらない。

第2章では運動生理学的な観点からバドミントンの種目特性をまとめたものであり、一流選手の運動強度、レディースの運動強度、大学生の授業における運動強度について詳細に記されている。特にレディース、大学生に関しては著者自身が細部・長期にわたり調査・測定を実施したデータを示しているものであり、他には見られない非常に貴重な資料となっている。

第3章は競技規則と技術・戦術の変遷についてまとめている。一般に初心者から上達していくプロセスはその競技の技術・戦術の歴史的変遷をたどっていくと考えられる。そのため本章では同じラケットスポーツであるテニスおよび卓球と比較しながらそれぞれの発展について論じている。この観点から本章のように詳細に得られた知見はこれまでにないものである。

第4章ではバドミントンの指導体系についてまとめている。これは従来の指導体系の上に日本バドミントン協会のアクションプラン、さらに著者自身の長年の指導経験を元に運動学的観点から記した論文をあわせて新たな体系化について記述しているが、導入段階においてもこれまで曖昧であった競技志向の児童生徒と一般の児童生徒では指導体系プログラムは異なるものであるべきとの明確な結論を得ている。

第5章は学校教育におけるバドミントンの取り扱いについてとしており、学習指導要領の中でどのような扱いになっているかについて整理されている。これらは校種別に整理されており、またバドミントンの発祥国である英国のナショナル・カリキュラムも掲載し、比較を行っており、この点についてもこれまでとは異なる観点から論じられている。

第6章では小学校体育科でのバドミントンに関わる教材開発として、身体の発育発達の見点、子どもの身体調整力の見点をまとめ、低学年、中学年、高学年に応じたプログラムを提案している。そして

このプログラムを実際の子ども達に対して実施するなど、提案にとどまらず実践を行った報告もなされている事についても新規性が高い。

これらのように、本審査対象論文ではいくつかの新しい知見を得、それに基づく教材開発に発展させて、小学校教育から生涯教育に結びつけるバドミントンの可能性を様々な観点から論じたものであり、これまでに十分に議論されていない点について多くの成果を上げているものである。

以上のことから、本論文は博士(教育学)の学位を授与するに値するものと判断した。